

仕 様 書

1 車 種	小型自動車（SUV乗用タイプ）、5ドア以上、5人乗
2 規 格	<p>(1) 総排気量 1,500ccクラス以上</p> <p>(2) 駆動方式 四輪駆動</p> <p>(3) ミッション形式 オートマチック</p> <p>(4) 乗車定員 5名以上</p> <p>(5) 配色 ホワイト系又はシルバー系</p> <p>(6) 使用燃料 ガソリン（ハイブリッド）</p> <p>(7) 環境仕様 平成17年排出ガス基準75%低減に適合していること</p> <p>(8) 仕様 寒冷地仕様</p> <p>スバル フォレスター 5AA-SKE</p> <p>適合品 ※ 規格を示す例として「適合品」を示しているが、当該製品を指定するものではない。 ※ 適合品以外で参加する場合は、事前に担当課へ同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることがわかる書類を提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、入札書提出時に同等・規格確認書（原本）をあわせて提出すること。</p>
3 年 式 指 定	令和5年初度登録（新車）
4 装 備 等	<p>■ エアコン ■ AM/FMラジオ ■ サイドバイザー ■ バックガイドモニター</p> <p>■ スタッドレスタイヤ（必要数、ホイール付）※ブリヂストン・ヨコハマ・日本ダンロップ社製に限る。</p> <p>■ パンク修理キット ■ 標準工具一式 ■ フロアマット ■ スノーマット</p> <p>■ 冬用ワイパー 一式 ■ カーナビゲーションシステム（一体型・2DIN・TV無し）</p> <p>■ ドライブレコーダー（全方位タイプ、200万画素以上、画像データは外部記憶媒体を使用。なお、外部記憶媒体は受注契約者が用意すること。）</p>
5 リース料に含む項目	<p>■ 登録納車諸費用 ■ 自動車取得税など自動車関係諸税 ■ 自動車賠償責任保険料</p> <p>■ 車検・法定点検・付帯整備 ■ 事故処理費用 ■ 事故処理に伴う車両修繕費用</p> <p>■ オイル・油脂類・バッテリー交換及び補充費用 ■ 夏・冬タイヤ必要数（交換）</p>
6 平均走行距離	年 約10,000km（これを超過した場合でもリース料の精算は行わない。）
7 借 受 期 間	令和5年9月1日～令和10年8月31日（60ヶ月） ただし、本調達は地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。
8 借 受 台 数	1 台
9 引 渡 場 所	札幌市清田区土木部維持管理課（札幌市清田区平岡2条4丁目1-40）
10 保 管 場 所	札幌市清田区土木部維持管理課（札幌市清田区平岡2条4丁目1-40）
11 保 険 等	<p>(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 任意保険は受注者の負担とし、次の内容とする。</p> <p>■ 対人保険 無制限 ■ 対物保険 無制限（免責額なし）</p> <p>■ 車両保険 時価（免責額なし） ■ 年齢制限 無制限</p> <p>■ 搭乗者保険又は人身傷害保険 1名につき無制限</p> <p>(3) 任意保険証書の写しを車検証に添付すること。</p>
12 メンテナンス等	<p>(1) 車検及び法定点検は、受注者の責任において確実に実施すること。（オイル等の交換又は補充含む）</p> <p>(2) 車検、法定点検及び修理（事故時を含む）の期間中は、同等の代替車を用意すること。</p> <p>(3) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕（パンク修理含む）は、札幌市の指示に従い、受注者の責任において行うこと。</p> <p>(4) 夏・冬タイヤの交換作業及び保管は受注者によることとし、交換時期については毎年札幌市と協議すること。</p> <p>(5) 夏・冬タイヤの使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも安全走行に耐えない磨耗又は劣化が認められる場合には速やかに交換を行うこと。</p> <p>(6) 車両維持管理に要する経費のうち、燃料費及びパンク修理費用は札幌市の負担とし、その他要する経費は受注者の負担とする。</p>
13 そ の 他	<p>(1) 不明な点については、事前に担当課職員と打ち合わせを行うこと。</p> <p>(2) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び受注者の双方とも容器内100%とする。</p> <p>(3) リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料金の変更を行わない。</p> <p>(4) 借受期間開始（納車日）までに納車できない場合は、受注者と札幌市が協議のうえ、受注者の負担により、同等車種の代車を用意すること。</p> <p>(5) 本件賃貸借契約及び本仕様書に定めのない事項並びに契約履行上疑義が生じたときは、札幌市及び受注者双方協議のうえ決定すること。</p>